NSA 行動規範

公益社団法人日本サーフィン連盟

前文

NSA 憲章に示された使命・ビジョン・価値原則を日常の活動において具体化するため、本規範を定める。本規範は、NSA に関わるすべての者―役員、職員、加盟者、選手、指導者、支部関係者―に適用される。

第 1 章 基本行動指針

- **海への敬意** ― すべての活動の基盤として、海と自然への敬意を持つ。
- **開かれた連盟** ― 年齢、性別、地域、経験、障がいの有無を問わず、すべての人に開かれた存在である。
- **競技力と人間力** ― 技術の向上とともに、人間としての成熟を追求する。
- **地域とともに** ― 地域社会の一員として、共に発展する。
- **持続可能な選択** ― 環境と未来世代への責任ある選択を行う。

第 2 章 役員・職員の責務

- 公益社団法人としての公益性を最優先し、常に公平性・透明性・倫理性をもって職務を遂行する。
- 利益相反を回避し、組織の信頼を守る。
- スポーツ団体ガバナンスコード(スポーツ庁)の諸原則に沿って職務を遂行する。
- 意思決定の透明性と説明責任を確保する。
- ハラスメントの防止、多様性の尊重、心理的安全性の確保に努める。

第 3 章 加盟者・選手・指導者の責務

- フェアプレーの精神を実践する。
- アンチ・ドーピング規程を遵守する。
- ハラスメント防止、安全配慮の義務を遵守する。
- 年齢、性別、地域、経験、障がいの有無等による差別的取扱いを行わない。
- NSA を構成する一員としての自覚を持って行動する。

第 4 章 支部の責務

- 連盟の理念と憲章を地域に伝え、実践する。
- 地域コミュニティと協働し、サーフィン文化を育む。
- 連盟全体のガバナンスに参画し、健全な運営に寄与する。
- 地域における包摂的・持続可能な活動を推進する。

第 5 章 コンプライアンスと改廃

- 本規範に違反する行為は、NSA 倫理委員会の調査対象となる。
- 違反行為に対する処分は、NSA 倫理規程その他関連規程の定めるところによる。
- 本規範は、理事会の決議により制定・改廃する。
- スポーツ団体ガバナンスコードその他関連規範の改訂に応じ、適時見直しを行う。

附則

本規範は、公益社団法人日本サーフィン連盟 理事会の決議を経て、2026 年 9 月 9 日から施行する。
本規範の改廃は、理事会の決議による。